

# 參考資料

## 協議会・理事会の開催経過

開催年月日	会議名	議題等
令和元年 6 月 28 日	協議会（第 1 回）	(1) 足利市議会改革推進協議会設置要綱（案）について (2) 会長の互選について (3) 副会長の互選について (4) 理事の指名について (5) 今後の進め方について
令和元年 7 月 23 日	理事会（第 1 回）	(1) 今後の進め方について (2) 意向調査について
令和元年 7 月 23 日 ┌ 令和元年 8 月 9 日	議会改革に向けた検討項目に関する意向調査	・全議員対象 ・調査票による回答形式
令和元年 8 月 20 日	理事会（第 2 回）	(1) 検討項目の検討（適否・時期）について
令和元年 9 月 19 日	理事会（第 3 回）	(1) 検討項目の検討（適否・時期）について
令和元年 10 月 21 日	協議会（第 2 回）	(1) 検討項目及び検討時期の措置期間について
令和元年 11 月 29 日	理事会（第 4 回）	(1) 検討項目の措置期間 A の 5 項目について
令和元年 12 月 10 日	理事会（第 5 回）	(1) 検討項目の措置期間 A の 5 項目について
令和元年 12 月 20 日	協議会（第 3 回）	(1) 検討項目の措置期間 A の 5 項目について
令和 2 年 6 月 11 日	理事会（第 6 回）	(1) 第 25 期議会改革に関する追加の意向調査について (2) その他 ① 検討項目の措置期間 B（10 月までに答申）の 6 項目について ② 「議会改革の徹底についての申入れ」について

開催年月日	会議名	議題等
令和 2 年 6 月 23 日	理事会 (第 7 回)	(1) 検討項目の措置期間 B の 6 項目について
令和 2 年 7 月 15 日	理事会 (第 8 回)	(1) 検討項目の措置期間 B の 6 項目について
令和 2 年 8 月 12 日	理事会 (第 9 回)	(1) 理事会案 (検討項目の措置期間 B の 6 項目) について
令和 2 年 8 月 20 日	協議会 (第 4 回)	(1) 検討項目の措置期間 B の 6 項目について
令和 2 年 10 月 19 日	理事会 (第 10 回)	(1) 検討項目の措置期間 C の 7 項目と措置期間 B の継続審議 3 項目について
令和 2 年 11 月 19 日	理事会 (第 11 回)	(1) 検討項目の措置期間 C の 7 項目と措置期間 B の継続審議 3 項目について
令和 2 年 12 月 16 日	理事会 (第 12 回)	(1) 検討項目の措置期間 C の 6 項目と措置期間 B の継続審議 3 項目について
令和 3 年 1 月 15 日	理事会 (第 13 回)	(1) 検討項目の措置期間 C の 7 項目と措置期間 B の継続審議 3 項目について ① 前回までに意見がまとまった 8 項目について ② C 1 「議員の休業の取扱いと報酬削減の制度化」について ③ B 1 「当局から報酬が出ている団体への入会禁止」について
令和 3 年 1 月 20 日 (文書会議)	理事会 (第 14 回)	(1) 理事会案 (措置期間 B と C の 10 項目) について
令和 3 年 2 月 5 日	理事会 (第 15 回)	(1) 全体会に諮る理事会案について
令和 3 年 2 月 19 日	協議会 (第 5 回)	(1) 検討項目の措置期間 B の 3 項目と措置期間 C の 7 項目について
令和 3 年 2 月 19 日	理事会 (第 16 回臨時)	(1) 認識に相違のあった項目の取扱いについて

開催年月日	会 議 名	議 題 等
令和 3 年 6 月 17 日	協議会（第 6 回）	(1) 会長の互選について (2) 副会長の互選について (3) 理事の指名について (4) 今後の進め方について
令和 3 年 7 月 15 日	理事会（第 17 回）	(1) 今後の進め方について (2) 意向調査について
令和 3 年 7 月 16 日 ） 令和 3 年 8 月 12 日	議会改革に向けた検討項目に関する意向調査	・全議員対象 ・調査票による回答形式
令和 3 年 8 月 19 日	理事会（第 18 回）	(1) 各項目の検討の適否及び時期について
令和 3 年 9 月 14 日	理事会（第 19 回）	(1) 各項目の検討の要否及び時期について (持ち帰り協議結果について)
令和 3 年 10 月 6 日	理事会（第 20 回）	(1) 各項目の検討の要否及び時期について (持ち帰り協議結果について) (2) 採決の方法について
令和 3 年 10 月 15 日	理事会（第 21 回）	(1) 理事会案について (2) 個別審議項目について (3) 議会改革に関する意見について
令和 3 年 10 月 20 日	協議会（第 7 回）	(1) 理事会案について (2) 個別審議項目について (3) 議会改革に関する意見について
令和 3 年 11 月 30 日	理事会（第 22 回）	(1) A期間の検討項目 9 件について
令和 3 年 12 月 17 日	理事会（第 23 回）	(1) A期間の検討項目 9 件について
令和 4 年 1 月 14 日	理事会（第 24 回）	(1) A期間の検討項目 9 件について
令和 4 年 2 月 15 日	理事会（第 25 回）	(1) A期間の検討項目の理事会案について
令和 4 年 2 月 24 日	協議会（第 8 回）	(1) 理事会案について ① 改革するもの 7 項目 ② B期間に送ることとしたもの 1 項目 ③ その他（理事会から提案するもの） 1 項目

開催年月日	会 議 名	議 題 等
令和 4 年 5 月 20 日	理事会（第 26 回）	(1) B 期間の検討項目（7 項目）について
令和 4 年 5 月 27 日	理事会（第 27 回）	(1) B 期間の検討項目（7 項目）について
令和 4 年 6 月 14 日	理事会（第 28 回）	(1) B 期間の検討項目（7 項目）について
令和 4 年 7 月 15 日	理事会（第 29 回）	(1) B 期間の検討項目（7 項目）について
令和 4 年 8 月 19 日	理事会（第 30 回）	(1) B 期間の検討項目（7 項目）について
令和 4 年 9 月 16 日	理事会（第 31 回）	(1) 足利市議会のタブレット端末及び文書管理アプリの更新に関する I C T 推進委員会案について
令和 4 年 9 月 22 日	協議会（第 9 回）	(1) 後期検討項目の協議結果について (2) 追加の検討項目について
令和 4 年 11 月 15 日	理事会（第 32 回）	(1) C 期間の検討項目（5 項目）について
令和 4 年 12 月 13 日	理事会（第 33 回）	(1) C 期間の検討項目（5 項目）について
令和 5 年 2 月 15 日	理事会（第 34 回）	(1) C 期間の検討項目に対する理事会案について (2) 大綱について
令和 5 年 2 月 24 日	理事会（第 35 回）	(1) C 期間の検討項目に対する理事会案について (2) 大綱について (3) 議会改革推進協議会の審議の在り方に関する意見について (4) 全体会の審議の進め方・表決方法について
令和 5 年 2 月 27 日	協議会（第 10 回）	(1) 検討項目の措置期間 C の 5 項目について (2) 大綱について (3) 今後の議会改革推進協議会の審議のあり方に関する意見について

## 答申次別 答申項目一覧

答申次及び 答申年月日	答 申 項 目
<p>第 1 次答申 令和元年 12 月 20 日</p>	<p>(1) 議員の地位を利用した庁舎内における物品、出版物、機関紙等の購読勧誘、販売等の禁止について (2) 議会情報の表示方法の改善について (3) 各種委員会での会長職等への就任の辞退について (4) 各種委員会委員の任期制化について (5) 本会議、委員会等における冒頭の注意文の省略について</p>
<p>第 2 次答申 令和 2 年 8 月 20 日</p>	<p>(1) 本会議場にモニター設置 (2) 常任委員会等の会議録のホームページ公開 (3) 平日夜間議会、又は土日祝日議会の開催</p>
<p>第 3 次答申 令和 3 年 3 月 19 日</p>	<p>(1) 議員の地域等における各種団体への加入について (2) 常任委員会視察予算の増額 (3) 議員の休業の取扱いと報酬削減の制度化 (4) 議会運営委員会の所管事務調査権等について (5) 議会アドバイザー制度の創設</p>
<p>第 4 次答申 令和 4 年 2 月 24 日</p>	<p>(1) 「土日祝日議会の開催について」 (2) 障がいをもつ方の議会活動へのアクセス改善について (3) 予算審査特別委員会の審査方法の改善について (4) 手段の一つとしてのオンライン視察の導入 (5) 予算に関わる懇談会に関する項目数について (6) 各種委員会への議員の派遣の見直し (7) 各種団体への入会の検討について (8) 議会改革推進協議会において決定した事項の遵守徹底について</p>
<p>第 5 次答申 令和 4 年 9 月 27 日</p>	<p>(1) 議会運営委員会視察の復活について (2) 委員会視察旅費の増額について (3) 議会チェック機能の強化について (4) 議選の監査委員枠を民間人に充てるについて (5) 議会アドバイザー制度導入について (6) 議会改革理事会、全体会の公開について (7) 近隣市議会との広域連携について (8) 足利市議会のタブレット端末及び文書管理アプリの更新に関する ICT 推進委員会案について</p>

答申次及び 答申年月日	答 申 項 目
<p>第6次答申 令和5年2月27日</p>	<p>(1) 議員定数の見直しについて  (2) 議員報酬の見直しについて  (3) 費用弁償の交付について  (4) 政務活動費の見直しについて  (5) 議長・副議長選挙の質疑の在り方について  (6) 今後の議会改革推進協議会の審議のあり方について</p>

## 足利市議会改革推進協議会設置要綱

## (目的及び設置)

第 1 条 議長の諮問に応じ、行政改革・地方分権を踏まえた本市議会の改革に関する総合的な事項を協議、推進するため、「足利市議会改革推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## (委員)

第 2 条 協議会の委員は、議長を除く全ての議員とする。

## (会長等)

第 3 条 協議に会長、副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

## (理事会)

第 4 条 協議会の基本的事項を協議するため、理事会を置く。

- 2 理事会は、会長、副会長及び会長が指名する理事若干人で組織する。

## (会議)

第 5 条 会長は、協議会及び理事会を招集し、その座長となる。

- 2 協議会及び理事会は、それぞれ委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 理事は、理事会に出席できない場合は、代理を出席させることができる。
- 4 会長が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員は、理事会を傍聴することができる。

## (報告)

第 6 条 会長は、協議会が検討した結果について、適宜、議長に報告する。



(庶務)

第7条 協議会の庶務は、議会事務局において処理する。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月21日から施行する。

令和元(2019)年12月20日

足利市議会  
議長 柳 収 一 郎 様

足利市議会改革推進協議会  
会長 齋 藤 昌 之

本議会の改革について（第一次答申）

先に諮問のあった本市議会に関する総合的な事項について、協議の結果、次のとおり答申します。

記

1. 議員の地位を利用した庁舎内における物品、出版物、機関紙等の購読勧誘、販売等の禁止について

議員の立場を利用して、管理職等に対し勤務時間中に役所内で物品、出版物、機関紙等の購読を勧誘し、販売集金することは、政治倫理上好ましくないことから、上記の対応は原則禁止する。

2. 議会情報の表示方法の改善について

来庁者や傍聴者に対し、議会情報（定例会の日程や開会中の一般質問登壇者の通告内容等）をわかりやすく表示して、積極的な情報発信を図る。

なお、具体的な取り組みについては常任委員会化する広報広聴委員会において検討を進めることとする。

3. 各種委員会での会長職等への就任の辞退について

行政機関への委員の推薦はやむを得ないとしても、議事機関でありながら、執行機関を補完する委員会等の長への就任については、原則辞退することが望ましいが、各委員会における様々な事情を考慮して判断することとする。

4. 各種委員会委員の任期制化について

行政の諮問機関等への委員の推薦においては、一定期間（おおむね4年）までとし、多選をしないこととする。

5. 本会議、委員会等における冒頭の注意文の省略について

「質問重複を避ける、専門用語を避ける」など注意が毎回なされるが、決まり文句で形式的であるので省略してすぐに審議に入るようにする。

ただし、本会議等の法定会議では、市民に対するアナウンスという側面もあることから現状維持とし、法定外会議（全員協議会、常任委員協議会）において省略を実施することとする。

令和2(2020)年8月20日

足利市議会  
議長 柳 収 一 郎 様

足利市議会改革推進協議会  
会長 斎 藤 昌 之

本議会の改革について（第二次答申）

先に諮問のありました本市議会に関する総合的な事項について、協議の結果、次のとおり答申します。

記

- 1. 本会議場にモニター設置** **改革する**  
より分かりやすく開かれた議会を目指すため、テレビ中継映像や採決結果、将来的には資料の表示までできる大型モニターを設置する。
- 2. 常任委員会等の会議録のホームページ公開** **改革する**  
市民に対する議会活動広報を更に推進するため、常任委員会の会議記録を市議会ホームページで公開する。
- 3. 平日夜間議会、又は土日祝日議会の開催** **改革しない**

令和3(2021)年3月19日

足利市議会  
議長 柳 収 一 郎 様

足利市議会改革推進協議会  
会長 齋 藤 昌 之

本議会の改革について（第三次答申）

先に諮問のあった本市議会に関する総合的な事項について、協議の結果、次のとおり答申します。

記

【改革する5項目】

**1. 議員の地域等における各種団体への加入について**

議員が地域等において各種団体で活動することは、地域コミュニティの活性化や人材不足に寄与するのみならず、市民ニーズや地域課題の把握、住民との対話を通じた政策提言など、議員活動を行う上でも大変有益であることから、積極的に行うことが望まれる。

一方で、議員の諸活動に際しては政治倫理上の疑義が生じないように常に注意を払う必要があり、各種団体での活動においても市民に誤解を招くことが無いよう努めなければならない。

本市議会では、足利市議会議員の政治倫理に関する条例の規定を踏まえ、第21期市議会において団体の長を辞任することを申し合わせているが、報酬を受けるような各種団体での活動において、活動の在り方に利益誘導等の影響力などの疑義が生じる恐れがある場合には、団体の一構成員であっても加入や進退去就について慎重に対応することとする。また、議員活動を優先することにより、所属する団体の活動に支障をきたす恐れがある場合も同様とする。

**2. 常任委員会視察予算の増額**

他市等の先進事例について、市当局職員とともに課題等を共有できる常任委員会視察は、議会活動だけでなく市政全体に対して有意義なものであることから、視察先が予算によって限定されている現状を改革する必要がある。ただし、財政が逼迫している中においては、各常任委員会が相互に視察先の調整を図ることで、限られた予算を有効活用することのできる仕組みを検討することとする。

**3. 議員の休業の取扱いと報酬削減の制度化**

第26期足利市議会における実現を目指し、全国市議会議長会の標準会議規則改正の動向やその趣旨を踏まえ、休業の取扱いについて制度化を図る。なお、議員報酬については削減率をはじめ具体的な制度設計について、報酬のあり方を含め研究することとする。

令和4(2022)年2月24日

足利市議会  
議長 栗原 収 様

足利市議会改革推進協議会  
会長 柳 収 一 郎

## 第25期市議会の改革について（第四次答申）

先に諮問のあった本市議会に関する総合的な事項について、協議の結果、次のとおり答申します。

### 記

#### 【改革する8項目】

#### (1)「土日祝日議会の開催について」

土日祝日議会は対外的広報の面においても効果があると思われるが、開催の是非を検証するためにも実績が必要であるため、一度試行的に開催することとする。なお、検証結果を踏まえ隔年で開催できるよう実施方法も含めて所管する委員会（議会運営委員会）において研究がなされるよう依頼する。

#### (2)「障がいをもつ方の議会活動へのアクセス改善について」

持続可能な社会を実現するためにも、障がい(聴覚)を持つ方への配慮は欠かすことができない。本会議全般における手話通訳者の配置やWATVに字幕表示を要望するなど、対応可能な範囲で配慮できるようにする。その手法については所管する委員会(議会運営委員会)において検討されるよう依頼する。

#### (3)「予算審査特別委員会の審査方法の改善」

市議会だけでなく市当局もタブレット端末を導入したことから、データによる資料の管理閲覧が可能となったため、円滑な予算審査に資するべく事業概要といった詳細情報も予め審査資料に記載するなど、資料の作成にあたっては工夫がなされるよう市当局に要望する。

#### (4)「手段の一つとしてのオンライン視察の導入」

議員視察（常任委員会視察や会派・議員視察）は、訪問を原則とするものの、コロナ禍といった非常時だけでなく、予算を超える遠方の視察を実施したい場合、あるいは既に視察を実施してしまい予算がない場合等において、先進地視察を実施する手段の一つとして導入する。

#### (5) 「予算に関わる懇談会に関する項目数について」

毎年実施する市当局との会派懇談会における予算に関する要望事項のうち、会派による要望の数については、懇談時間との兼ね合いもあるが、多くの議員が所属する会派ほど要望数が少なく感じるため、市議会全体の数を減らすのではなく、議員数に応じた要望数となるよう、算出にあたっては懇談時間を含めて配慮するよう求める。

#### (6) 「各種委員会への議員の派遣の見直し」

改選や入替により現在2年に一度議員派遣している各種委員会については、推薦の都度、市当局に対して真に必要な団体に対してのみ派遣依頼されるよう要請しているが、議会からのフィードバックは実施していないため、派遣依頼がなされる前に議会側の意見を取りまとめ、市当局の参考とされるよう制度化する。

#### (7) 「各種団体への入会の検討について」

足利市議会の最高規範である基本条例の第11条に、『議員は市民の代表としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。』また、『足利市議会議員の政治倫理に関する条例を規範とし、遵守しなければならない』と明記しているとおり、議員の諸活動に際しては政治倫理上の疑義が生じないように常に注意を払う必要があり、各種団体における活動であっても市民に誤解を招くことが無いよう努めなければならない。

特に、市から補助金が出ている団体等においては、改めて法令の趣旨を十分に理解した上で遵守徹底を図るとともに、団体の一構成員であっても加入や進退去就については各議員が慎重に対応することとし、決定した事項については遵守すること。なお、疑義が生じた際に市議会として速やかに対応ができるよう、2年に一度各議員の各種団体に対する加入状況調査を実施する。

#### (8) 「議会改革推進協議会において決定した事項の遵守徹底について」

平成25年6月に制定した足利市議会基本条例の前文において、「足利市議会は、市民に選ばれた議員で構成する代表機関であり、同じく市民に選ばれた市長とともに市民の意思を代弁する責務を負っています。これら二つの代表機関は、ともに市民の信託を受けて活動し、議会は多数による合議制の議事機関として、二元代表制の一翼を担い市民福祉の向上及び市勢の伸展に努めなければならない」と定められています。

本市議会では、平成10年、第19期市議会から、議長の諮問機関として「議会改革推進協議会」を設置し、以後積極的に議会改革の取り組みを進めてまいりました。歴代議長のもと進めてきた改革の歩みを緩めることのないよう、当協議会において決定がなされた事項につきましては、議員一人一人がその趣旨を理解し、遵守徹底を図る必要があります。特に、基本条例第11条に、議員は、市民の代表としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。議員は、足利市議会議

員の政治倫理に関する条例（平成14年足利市条例第41号）を規範とし、遵守しなければならないと規定していることから、これに反する行為を繰り返すことが明らかかな場合には、関係法令の規定によって対応を判断しなければなりません。改めて、議員一人一人が、今期足利市議会改革推進協議会において決定した事項の遵守徹底を確認するものです。

#### 別紙／第25期議会改革推進協議会決定答申事項

##### <抜粋>

○議員の地位を利用した庁舎内における物品、出版物、機関紙等の購読勧誘、販売等の禁止について

議員の立場を利用して、管理職等に対し勤務時間中に役所内で物品、出版物、機関紙等の購読を勧誘し、販売集金することは、政治倫理上好ましくないことから、上記の対応は原則禁止する。

○各種委員会での会長職等への就任の辞退について

行政機関への委員の推薦はやむを得ないとしても、議事機関でありながら、執行機関を補完する委員会等の長への就任については、原則辞退することが望ましいが、各委員会における様々な事情を考慮して判断することとする。

○各種委員会委員の任期制化について

行政の諮問機関等への委員の推薦においては、一定期間（おおむね4年）までとし、多選をしないこととする。

○議員の地域等における各種団体への加入について

議員が地域等において各種団体で活動することは、地域コミュニティの活性化や人材不足に寄与するのみならず、市民ニーズや地域課題の把握、住民との対話を通じた政策提言など、議員活動を行う上でも大変有益であることから、積極的に行うことが望まれる。

一方で、議員の諸活動に際しては政治倫理上の疑義が生じないように常に注意を払う必要があり、各種団体での活動においても市民に誤解を招くことが無いよう努めなければならない。

本市議会では、足利市議会議員の政治倫理に関する条例の規定を踏まえ、第21期市議会において団体の長を辞任することを申し合わせているが、報酬を受けるような各種団体での活動において、活動の在り方に利益誘導等の影響力などの疑義が生じる恐れがある場合には、団体の一構成員であっても加入や進退去就について慎重に対応することとする。また、議員活動を優先することにより、所属する団体の活動に支障をきたす恐れがある場合も同様とする。

【B期間に検討時期を送る1項目】

(1)「予算委員会の常設化」

理事会における審議の中で、提案会派から参考事例として紹介のあった可児市議会の予算決算委員会を詳しく確認したところ、予算決算は相互に深く関連するものとして一連のサイクルで組織化した審議が行われていること。また、議長の新年あいさつにおいて予算決算への言及があったこと。さらに、後期議会改革のB期間においては決算審査特別委員会の見直しを含む「議会チェック機能の強化」という項目の審議が予定されていることから、相互に関連する予算と決算について、今回予算の審査についてを先行して審議して結論付けるよりも、次のB期間に送り、決算の部分と合わせて慎重に協議することが望ましいと判断した。

以上



令和4(2022)年9月27日

足利市議会  
議長 栗原 収 様

足利市議会改革推進協議会  
会長 柳 収 一 郎

## 第25期市議会の改革について（第五次答申）

先に諮問のあった本市議会に関する総合的な事項について、協議の結果、次のとおり答申します。

### 記

#### 1 後期検討項目について

##### (1) 「議会運営委員会視察の復活」について

令和4年度から広報公聴常任委員会と隔年ではあるが、議会運営委員会の視察が復活した。厳しい財政状況を考慮すると、現時点では改革済みと判断する。

##### (2) 「委員会視察旅費の増額」について

令和4年度から委員会視察旅費は、1人あたり1万円が増額され、5万円となった。厳しい財政状況を考慮すると、現時点では改革済みと判断する。

##### (3) 「議会チェック機能の強化」について

25期の残り期間では十分な議論ができないことから、常任委員会の所管事務調査の活用を含め、26期の新たな議員によって検討いただくものとする。

##### (4) 「議選の監査委員枠を民間人に充てる」について

行政に精通する監査委員でないと事業改善の指摘ができないことから、議選の監査委員は現状どおり必要と考える。

##### (5) 「議会アドバイザー制度導入」について

必要性は認めるも予算もかかるため、26期の新たな議員により議会アドバイザーの具体的な在り方を前向きに検討いただくものとする。

##### (6) 「議会改革理事会、全体会の公開」について

市民に対し積極的にその有する情報を提供し、情報の共有を推進するという議会基本条例第8条の規定に基づき、議会改革推進協議会の理事会及び全体会は、第26期から原則公開するものとする。ただし、議員の身分及び報酬その他正副会長が非公開と判断する情報についてはこの限りでない。

(7) 「近隣市議会との広域連携」について

栃木県市議会議長会など既存の組織を活用し、近隣市議会と一層の連携を図る。

なお、別の枠組みで調査研究の必要が生じた場合には、新たな連携を検討することとする。

2 追加の検討項目について

(1) 足利市議会のタブレット端末及び文書管理アプリの更新に関するICT推進委員会案について

了承とする。

以上

令和5年2月27日

足利市議会  
議長 栗原 収 様

足利市議会改革推進協議会  
会長 柳 収 一 郎

### 第25期市議会の改革について（第六次答申）

先に諮問のあった本市議会に関する総合的な事項について、協議の結果、次のとおり答申します。

#### 記

#### 1 後期検討項目について

##### (1) 議員定数の見直しについて

近隣市の定数、人口規模や市内地区に対する議員数などを考慮し、現状維持とする。

##### (2) 議員報酬の見直しについて

特別職報酬等審議会に委ねる。

##### (3) 費用弁償の交付について

現状維持とする。社会経済情勢が変化する中で、費用弁償を交付することは、現状では難しいと考える。

##### (4) 政務活動費の見直しについて

第26期から通信費と燃料費の按分率を見直す。按分率は、デジタル社会に向けた社会情勢の変化、判例や議員活動の状況等を踏まえ、通信費を1/9から1/5に、燃料費を1/5から1/4とする。

政務活動費の額は、タブレット導入経費を捻出するため、月額5万円とした現在の額を削減以前の額に戻し、第26期から月額6万円とするのが望ましい。

##### (5) 議長・副議長選挙の質疑の在り方について

議長・副議長選挙の所信表明は、市民に開かれた議会を推進する上で必要であり、質疑を行う場合には、形式的とならないよう、立候補者が属していた会派以外の議員が行うものとする。

## 2 今後の議会改革推進協議会の審議のあり方について

議会改革推進協議会では、今期の前期と後期のそれぞれにおいて、当協議会における検討項目についての意向調査を全議員に行い、提出された全ての項目を理事会において協議し、検討対象となった項目を審議してきたところである。

しかしながら、提出された項目数が多く、また他の委員会等で検討すべき内容も見受けられたことから、本来、理事会で審議すべき項目に対し深い議論をすることが困難な状況にあった。

今後は、当協議会の設置の目的を考慮し、議長の諮問機関として集中して協議するため、項目をあらかじめ精査した上で一定数を深く議論する等審議のあり方を検討すべきである。

以上

## 前期までの議会改革の経過

### (1) 第19期市議会（平成7年5月～11年4月）

国における地方分権の推進や本市の第二次行政改革に呼応して、市民の負託に的確に応える、責任ある議会の確立に向けて、自主的、主体的に議会改革に取り組むため、平成10年6月、議長の諮問機関として「足利市議会改革推進協議会」を設置した。

#### ア 組織構成

足利市議会改革推進協議会（通称：全体会、議長を除く31人）

- ・理事会（10人）
- ・専門部会（第1～第4部会 全議員がいずれかに所属）

#### イ 会議開催回数

・協議会：6回 ・理事会：9回 ・専門部会：21回（4部会）

#### ウ 答申時期

平成10年11月

#### エ 改革事項数

23項目

#### オ 主な改革項目

- ・議員の委員兼務報酬の廃止
- ・委員会の公開化（傍聴）
- ・常任委員の任期2年制化
- ・議会運営委員会視察の原則廃止
- ・海外視察の凍結

### (2) 第20期市議会（平成11年5月～15年4月）

平成11年5月に新たな市議会が構成される中で、同年7月には、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」いわゆる地方分権一括法が成立し、翌12年4月に施行された。本格的な分権社会が到来し、地方議会の機能強化が求められ、議会の権限と責任は、より一層重くなってきた。

そこで、議会の機能強化や公開性の向上を狙いとした議会改革を推進するため、平成13年8月、前期と同様に「足利市議会改革推進協議会」を設置した。

ア 組織構成

足利市議会改革推進協議会（議長を除く議員 31 人）

- ・理事会（7 人）
- ・専門部会（10 人）

イ 会議開催回数

- ・協議会：11 回
- ・理事会：23 回
- ・専門部会：1 回

ウ 答申時期

第1次：平成13年12月      第2次：平成14年 3月  
第3次：平成14年 8月      第4次：平成14年12月

エ 改革事項数

23 項目

オ 主な改革項目

- ・議員定数の削減（32 人⇒30 人）
- ・政務調査費の交付に関する条例の制定
- ・政務調査費の交付対象を会派から議員個人へ変更
- ・議員の政治倫理に関する条例の制定
- ・全ての本会議のケーブルテレビ実況・録画放映の実施
- ・議会ホームページの開設
- ・議会交際費の閲覧制度の実施
- ・海外視察の凍結

(3) 第21期市議会（平成15年5月～19年4月）

平成15年5月に新たな市議会が構成され、議員総会にて議会改革の更なる推進を確認し、6月、前期と同様に「足利市議会改革推進協議会」を設置した。

ア 組織構成

足利市議会改革推進協議会（議長を除く議員 29 人）

- ・理事会（8 人）
- ・専門部会（7 人）

イ 会議開催回数

- ・協議会：11 回
- ・理事会：40 回
- ・専門部会：6 回

ウ 答申時期

- ・第1次：平成15年 9月
  - ・第2次：平成16年 2月
  - ・第3次：平成16年 6月
  - ・第4次：平成17年 1月
  - ・第5次：平成17年 5月
  - ・第6次：平成17年10月
  - ・第7次：平成18年 1月
  - ・第8次：平成18年 5月
- (協議会提案 平成18年10月)

エ 改革事項数

20項目

オ 主な改革項目

- ・議員定数の削減(30人⇒28人)
- ・政務調査費収支報告書への領収書等の添付並びに同収支状況のホームページ掲載及び同収支報告書の閲覧
- ・政務調査費マニュアルの策定
- ・足利市議会議員選挙の申し合わせ決議
- ・団体の長を辞任することの申し合わせ
- ・議会交際費の議会ホームページ掲載
- ・常任委員会のケーブルテレビ録画放映の実施
- ・一般質問における「対面による一問一答方式」の導入

(4) 第22期市議会(平成19年5月～23年4月)

平成19年5月に新たな市議会が構成され、議員総会にて議会改革の更なる推進を確認し、6月、前期と同様に「足利市議会改革推進協議会」を設置した。

ア 組織構成

足利市議会改革推進協議会(通称：全体会、議長を除く27人)

- ・理事会(5人)
- ・専門部会(7人)

イ 会議開催回数

- ・協議会：15回
- ・理事会：28回
- ・専門部会：3回

ウ 答申時期

- ・第1次：平成20年 1月
- ・第2次：平成20年 1月
- ・第3次：平成20年 2月
- ・第4次：平成20年 6月
- ・第5次：平成20年 7月
- ・第6次：平成22年 3月

- ・第7次：平成22年 3月
  - ・第8次：平成22年 5月
  - ・第9次：平成22年10月
- (協議会提案 平成22年10月)

エ 改革事項数

18項目

オ 主な改革項目

- ・議員定数の削減 (28人⇒24人)
- ・政務調査費の減額 (84万⇒72万)
- ・政務調査費マニュアルの見直し
- ・足利市議会議員選挙の申し合わせ決議
- ・市議会だより編集委員会を広報委員会に改組
- ・委員会視察報告書の議会ホームページ掲載
- ・会派の構成議員数の見直し
- ・ファクシミリ貸与制度の見直し

(4) 第23期市議会 (平成23年5月～27年4月)

平成23年5月に新たな市議会が構成され、議員総会にて議会改革の更なる推進を確認し、6月、前期と同様に「足利市議会改革推進協議会」を設置した。

ア 組織構成

足利市議会改革推進協議会 (議長を除く議員23人)

- ・理事会 (6人)
- ・専門部会 (6人)

イ 会議開催回数

- ・協議会：20回
- ・理事会：54回
- ・専門部会：16回

ウ 答申時期

- ・第1次：平成24年 5月
  - ・第2次：平成24年12月
  - ・第3次：平成25年 2月
  - ・第4次：平成25年 2月
  - ・第5次：平成25年 2月
  - ・第6次：平成25年 3月
  - ・第7次：平成25年 5月
  - ・第8次：平成25年 8月
  - ・第9次：平成25年 9月
  - ・第10次：平成25年10月
  - ・第11次：平成26年 3月
  - ・第12次：平成26年 3月
  - ・第13次：平成27年 3月
- (協議会提案 平成27年3月)



エ 改革事項数

18項目

オ 主な改革項目

- ・ 議員定数の削減（現状維持）
- ・ 議員報酬の削減（50万⇒49万8千）
- ・ 政務活動費マニュアルの見直し（ガソリン按分率 1/9⇒1/5）
- ・ 足利市議会議員選挙の申し合わせ決議
- ・ 議会報告会・意見交換会の実施
- ・ 常任委員会の見直し（委員会数 4⇒3、1日1委員会の開催）
- ・ 正副議長選挙への所信表明導入（立候補制）
- ・ 副議長任期2年制の導入

(5) 第24期市議会（平成27年5月～平成31年4月）

平成27年5月に新たな市議会が構成され、議員総会にて議会改革の更なる推進を確認し、6月、前期と同様に「足利市議会改革推進協議会」を設置した。

ア 組織構成

足利市議会改革推進協議会（議長を除く議員23人）

- ・ 理事会（5人）
- ・ 専門部会（議運部会5人、ICT部会5人）

イ 会議開催回数

- ・ 協議会：16回 ・ 理事会：41回
- ・ 専門部会：22回（議運部会16回、ICT部会6回）

ウ 答申時期

- ・ 第1次：平成27年11月
  - ・ 第2次：平成28年 3月
  - ・ 第3次：平成28年 8月
  - ・ 第4次：平成28年 9月
  - ・ 第5次：平成28年12月
  - ・ 第6次：平成29年 3月
  - ・ 第7次：平成29年11月
  - ・ 第8次：平成30年 3月
  - ・ 第9次：平成30年 8月
  - ・ 第10次：平成30年10月
  - ・ 第11次：平成30年12月
  - ・ 第12次：平成31年 3月
- （協議会提案 平成31年 3月）

エ 改革事項数

26項目

オ 主な改革項目

- ・政治倫理審査会の組織見直し（常設から随時設置へ変更）
- ・政務活動費の削減（年額 72 万円⇒60 万円）
- ・政務活動費領収書等のHP公開
- ・本会議等のインターネット動画配信
- ・自由討議の導入
- ・広報広聴委員会の設置
- ・各種委員への議員参画の見直し
- ・タブレット端末の導入